

第 1 章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

我が国の環境政策の基本となる「環境基本法」が平成5年に制定され、また北海道においても、平成8年に「北海道環境基本条例」が制定されています。

このような動向を受けて、本市は、平成17年度に良好な環境を確保するため、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定めた「深川市環境基本条例」を制定しました。この条例の第8条の規定に基づき、「深川市環境基本計画」を策定しました。

『深川市環境基本条例』（抄）

（環境基本計画の策定）

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、深川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 目的

「深川市環境基本計画」は、「深川市環境基本条例」第3条の基本理念を実現するために、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。そのため、本計画では、「市民・事業者・市」の責務を明記するとともに、三者の協力で施策を推進するための指針を示します。

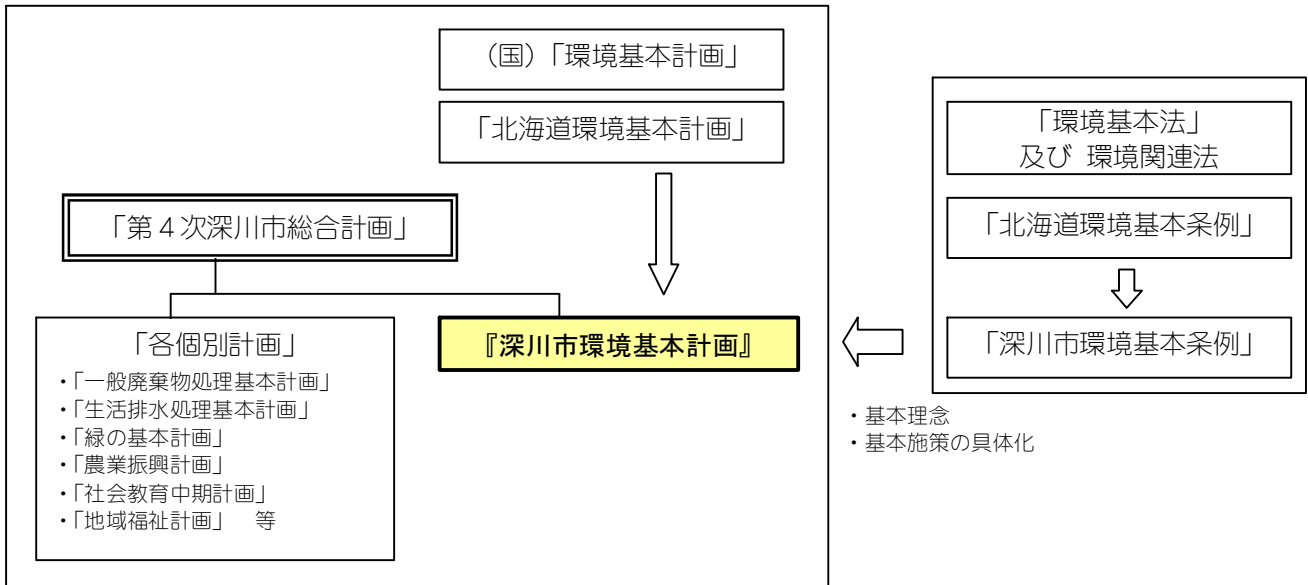
『深川市環境基本条例』（抄）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に相互に協力し、連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

3. 位置づけ

本計画は、国の「環境基本計画」や「北海道環境基本計画」及び本市の「第4次深川市総合計画」を踏まえ、「深川市環境基本条例」に基づく計画であり、各個別計画との整合を図り策定しました。



4. 対象地域

○対象地域： 深川市全域

ただし、大気、河川、動植物等のように、範囲が市区域に限定できないものは、近隣市町や国・北海道等と連携、協力して広域的な対応を図っていきます。

5. 計画期間

○実施期間： 平成21～30年度（10カ年）

施策推進の効果や、進行状況と社会情勢の変化を照合し、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、「市民策定委員会」を中心に、市内の中学生による「子ども策定委員会」、市役所内には「庁内検討委員会」を設置し、取り進めました。

(1) 「市民策定委員会」

「深川市環境基本条例」第8条第3項に基づき、市民及び事業者の広範な意見や要望を環境基本計画に反映させるために設置しました。

市民・事業者団体からの推薦者及び一般公募者の委員16人により構成。

(2) 「子ども策定委員会」

「深川市環境基本条例」第3条の基本理念では、現在及び「将来の市民」が良好な環境を享受できるように規定されています。この理念に基づき、深川市の将来を担う中学生の意見を計画に反映させるために設置しました。

市内各中学校より2人ずつ、合計10人で構成。

(3) 「庁内検討委員会」

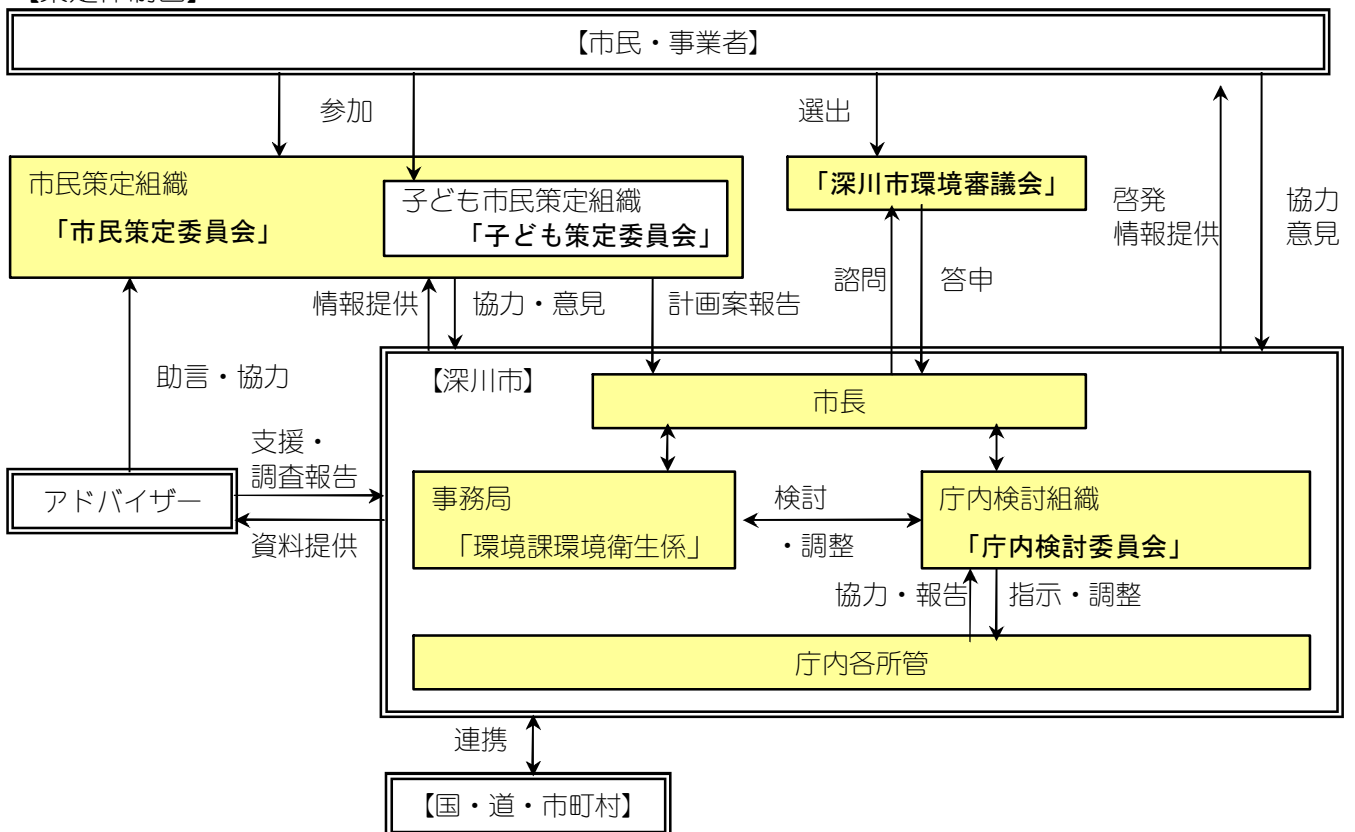
基本計画策定に向け、庁内調整を行うとともに、各関係課の個別計画及び事業との整合を図るために設置しました。

環境基本計画に関連する関係課長による委員12人で構成。

(4) 「環境審議会」

「深川市環境基本条例」に基づき設置しています市長の諮問機関である環境審議会は、環境基本計画やその他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査審議します。

【策定体制図】



第2章 計画の基本理念

1. 「環境の未来像」

(1) 設定の経過と意義

「子ども策定委員会」では、理想とする深川市の「環境の未来像」を熱心に検討し、その結果をいくつかのキャッチコピーとして取りまとめました。

それを受けた「市民策定委員会」は、将来の深川市を担う子供達のメッセージを計画に反映することが重要であると判断し、提案された中から、本市にふさわしい「環境の未来像」を定めました。

(2) 「環境の未来像」

『自然が豊かで 空気や風景がきれいな コメのまち』

本市は、山や川、森林等の豊かな自然環境に恵まれ、農村と市街地の景観が調和した快適な生活空間の広がる地域です。

本市は、このように優れた環境を背景に農業が基幹産業として発展し、安全で安心な農産物が生産されています。これらには、「澄んだ空気」と石狩川に代表される河川からの「豊かな水」、そして河川流域に広がる「肥沃な大地」が必要不可欠です。私達は先人が築いてきた優れた環境を守り引き継いでいかなければなりません。

地域の環境を保全していくためには、私達の日常生活や事業活動が、環境に与える影響を考え、幅広く環境を守るための行動を市民一人ひとりが行うことが必要です。

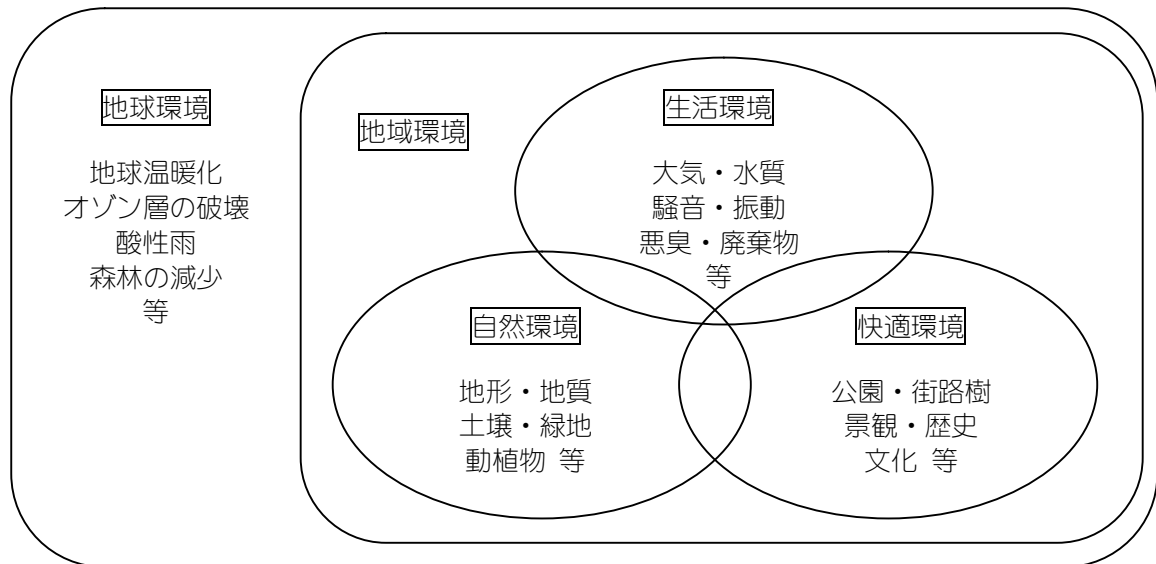
本計画は、現在の優れた環境を次の世代に継承していくため、「環境の未来像」を定め、「市民・事業者・市」が連携し、それぞれの立場で環境保全活動に真摯に取り組むことを指針とします。

2. 「環境キーワード」の設定

(1) 考え方

環境問題は、「地球温暖化」等の「地球規模」の問題から「ごみのポイ捨て」等の身近な「地域規模」の問題まで、広い範囲を対象とするため、焦点を絞りにくい傾向にあります。また「環境」と一口に言っても、その視点は、「自然環境」（動植物や森林、河川等）や「生活環境」（公害や廃棄物等）、「快適環境」（公園や街路樹、景観等）等と多種多様です。

【環境の範囲イメージ図】



このため、「市民策定委員会」は、環境全てを対象とした「網羅型」の計画ではなく、市民、事業者の関心が高く、参加し易く、重要性の高いテーマに「絞り込む」方法で、計画づくりを進めました。

絞り込みの方法は、これまで実施したアンケート調査（市民、中学生、事業者、農業者）を分析し、その中から重要性の高い6つのテーマを「環境キーワード」として選び出しました。

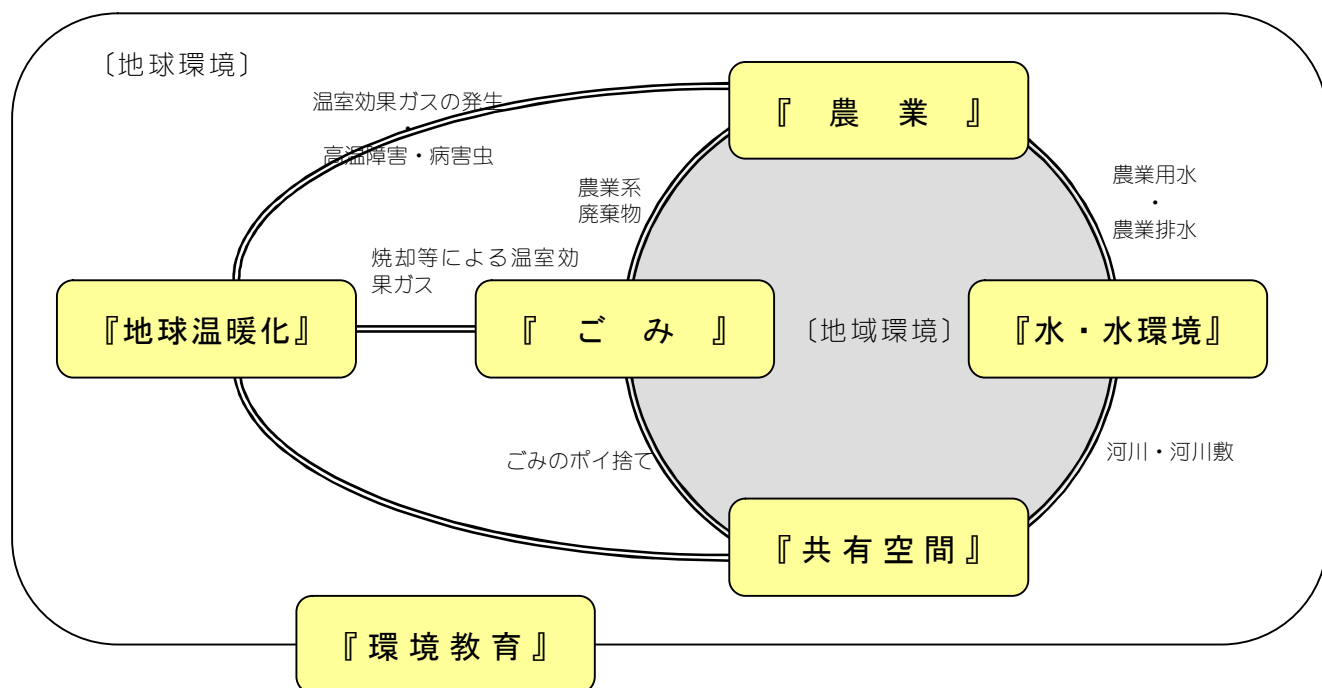
6つのキーワードは、①「農業」、②「水・水環境」、③「ごみ」、④「地球温暖化」、⑤「共有空間」、⑥「環境教育」です。

本計画では、この6つの「環境キーワード」毎に、課題、目標、基本施策を定め、計画を策定しています。

【環境キーワード解説】

環境キーワード	説明 → (関連事項)
『 農 業 』	<p>「農業」と「環境」はお互いに影響を及ぼし合う、重要なキーワードです。本市の基幹産業である「農業」を本計画の特徴的な課題として取り上げます。</p> <p>→ (クリーン農業[*]、農村景観)</p>
『水・水環境』	<p>石狩川及びその支流の河川、河川敷等水辺の環境について、先の「農業」とも密接な関係にあるキーワードとして取り上げます。</p> <p>→ (環境基準、生活排水、親水空間)</p>
『 ご み 』	<p>生活に身近で、関心の高い環境課題として取り上げます。これまでの多消費型のライフスタイルを見直すキーワードとしても重要です。</p> <p>→ (3R[*]の推進、適正処理)</p>
『地球温暖化』	<p>市民の関心の高い環境課題として取り上げます。地球規模の課題ですが、私達の日常生活や地域の取り組みが改善へと繋がる重要な課題です。</p> <p>→ (化石燃料、省エネ・省資源、環境家計簿[*])</p>
『共有空間』	<p>公園や道路等の公共の場所を「共有空間」という視点で考え、身近な環境課題として取り上げます。</p> <p>→ (地域住民参加型の維持管理、ポイ捨て、ペットふん害)</p>
『環境教育』	<p>上記5つのキーワードの課題を解決するために、共通して必要となる環境のキーワードです。</p> <p>→ (学校教育、社会教育、家庭・地域教育)</p>

【環境キーワード 関連イメージ図】



第3章 計画の内容

1. 『農業』

(1) 現状と課題

本市の農業は、北海道を代表する米産地として、石狩川・雨竜川流域の肥沃な地帯では、「きらら397」・「ななつぼし」・「ふっくりんこ」等良質・良食味米が生産されています。また、転作田における野菜、花き等の高収益作物の作付けが行われているほか、水稻作との複合経営で畜産も営まれています。

山間丘陵地帯においては、馬鈴しょ、豆類、小麦、そば等の畑作物の作付けが、山麓地帯では、リンゴやサクランボ等の果樹栽培が行われ、近年は観光農園も盛んに行われています。

しかしながら、輸入農産物の増加や市場原理の導入等による農産物価格の低迷や資材価格の高騰等により農家所得が減少しています。さらに、後継者不足や農業従事者の高齢化等が進む中で、農家戸数については、平成19年度で1,113戸と、5年前の1,278戸に比べ13%減少し、農業従事者数についても、平成19年度では2,424人と、5年前の3,416人に比べ29%減少しています。

このように、本市の農業を取り巻く状況は、内外ともに厳しいものがありますが、一方では近年、農村の持つ豊かな自然や生態系、食の安全や環境の保全に対する消費者の関心が強まる中、安全・安心でおいしい農産物の需要は一層高まっています。

そのため、本市では、環境への負荷を限りなく軽減し、より安全・安心な農産物を安定的に生産・供給していくため、「深川市クリーン農業推進方針」（平成7年2月策定、平成18年11月見直し）に基づき、化学肥料・農薬の低減や、家畜ふん尿、農業用廃プラスチック*の適正処理等様々な取り組みが行われています。

現在、本市で北海道独自の表示制度「イエスクリーン表示制度*」に登録されている団体は、米、そば、馬鈴しょ、大玉トマト、南瓜の5つの生産集団となっており、全体面積は230ha程度ですが、特に米に関しては、環境に配慮した安全・安心な米づくりを推進していくため、市内全域でのイエスクリーン栽培実践に向けて、「深川環境ISO農業推進委員会*」で協議が進められています。

また、「エコファーマー*」として、平成18年度までに7戸の認定がありましたが、平成19年度においては、103戸の方が新たに認定を受け、環境と調和のとれた農業に取り組んでいます。

今後も、事業者及び市民の方々の更なる理解・支援を得ながら、これらの取り組みを一層強化していくことが必要です。

また、農業従事者の減少等に伴い、もしも耕作放棄地が発生すれば、農村の美しい景観や水源の涵養、生態系の保全、洪水防止等の多面的機能*の低下が懸念されます。

農業生産のための農業資源（農地、農業用水等）は、一旦その機能が損なわれると、その復元に多くの経費や労力が必要となります。耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動等を通じた農業資源の保全が重要です。

そのためには、農業生産活動を行う担い手の確保とともに、市民参加による地域協働の取り組み等、地域全体で支えていく仕組みづくりが重要です。

(2) 目標

①環境と調和した農業（クリーン農業^{*}）の推進

本市の気象や土地条件等を十分生かして、環境との調和を図りながら、安全・安心でおいしい農産物を安定的に生産するクリーン農業^{*}を市民全体で推進、支援することを目標とします。

また、生産された農産物を地域で販売、消費することで、さらにクリーンな農産物の需要が高まり、最終的に地域の環境が保全されることを目標とします。

そのためには、それぞれの主体（市民・事業者・市）で、環境と農業や食の関係を理解し、実践、参加、交流、支援することが必要です。

【目標数値の設定】

区分	平成19年度 (現況)	平成25年度 (5年後目標)	平成30年度 (10年後目標)
エコファーマー [*] 認定人数	110人	150人	170人

②農村環境の保全

様々な施策により、農業の担い手を確保し、農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の発生防止や農業資源（農地、農業用水等）の保全を図ることを目標とします。

そのためには、市民・事業者も農業資源が、「社会的共通資本」であるとの認識を持ち、農業者と一体となった取り組み（共同活動、ボランティア等）を行う必要があります。

(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
<p>①環境と調和した農業（クリーン農業[*]）の推進</p>	<p>◎クリーン農業[*]の定着・拡大</p>	
	<p>◎クリーンな深川産農産物の消費拡大と宣伝強化</p>	<p>○農業イベントへの参加・農業への理解 ・農業イベント、加工実習等各種事業への参加 ○クリーンな農産物の積極的購入 ○農業者や販売者に対し、クリーンな農産物にかかる消費者の声の伝達</p>
<p>②農村環境の保全</p>	<p>◎農村コミュニティの担い手の確保</p>	<p>○農村コミュニティとの交流 ・各種イベント等における人的交流 ・農業体験による農家との交流</p>
	<p>◎「農地・水・環境保全向上対策[*]」の共同活動の推進</p>	<p>○「農地・水・環境保全向上対策[*]」の共同活動の参加 ・生態系保全活動（魚の放流等）への参加 ・景観形成活動（ハーブの植栽等）への参加</p>
	<p>◎農地の有効活用</p>	<p>○農業が有する多面的機能[*]に対する理解</p>

事業者	市
<p>○クリーン農業*の導入と実践〔農業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料、農薬の低減 ・農業用廃棄物の低減、適正処理 ・「エコファーマー*」等の認証の取得 	<p>○クリーン農業*推進に対する支援</p> <p>○農業関係機関・団体との連携による技術等指導</p>
<p>○「エコファーマー*」等の認証取得等によるブランド化の確立を通じた消費拡大の推進</p> <p>○情報公開の推進（生産履歴*、トレーサビリティ*）〔農業者、JA〕</p> <p>○メニューの提案・提供〔飲食店〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンな農産物を活用したメニューの提案・提供 <p>○クリーンな農産物のPR強化及び積極的販売〔農業者、JA、小売店〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンな農産物の取扱い拡大 	<p>○各種機会を通じたクリーンな農産物の紹介</p> <p>○学校給食及び市立病院等におけるクリーンな農産物の活用推進</p> <p>○市内小売店におけるクリーンな農産物の取扱促進</p> <p>○飲食店等民間に対するクリーンな農産物活用の働きかけ</p>
<p>○担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成や法人化等の検討、新規就農研修の受入〔農業者〕 ・農業後継者・新規参入者への支援、認定農業者*の育成と支援〔JA〕 	<p>○担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者、新規参入者への支援 ・認定農業者*の育成と支援 ・法人化等の検討・推進
<p>○「農地・水・環境保全向上対策*」の共同活動の実践〔農業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水・畦畔（あぜ）・農道の維持、草刈の実施 ・生態系保全活動の実施 ・景観形成活動の実施、生活環境保全の実施 ・遊休地等の適正な管理 	<p>○「農地・水・環境保全向上対策*」の共同活動への支援</p>
<p>○「中山間地域等直接支払制度*」の取り組み〔農業者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の発生防止活動の実践 ・景観作物の作付け等 	<p>○「中山間地域等直接支払制度*」の取り組みに対する支援</p> <p>○担い手への農地利用集積の促進</p>

2. 『水・水環境』

(1) 現状と課題

本市には、北海道の屋根大雪山を源とする「石狩川」と天塩山地を源とする「雨竜川」の2大河川のほか、音江連峰をはじめとした山々を水源として160余の中小河川が流れています。その水域は多くの動植物や水生生物にとって重要な生息の場となっており、本市は水資源と水辺空間に大変恵まれています。

豊かな水資源は、河川流域に発達した森林によって育まれます。言うまでもなく森林は、木材資源の供給をはじめ、多様な生物の生息空間であるとともに、土砂流出防止等の国土保全や水源涵養、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を有しています。本市の森林面積は約32,300haに達し、市全体の約61%を占めています。

石狩川、雨竜川及びその支流の水は、農業用水として利用され、その流域に肥沃な水田地帯が形成され、自然景観と一体となった田園風景を作り上げています。

また、農業用以外にも、人々の飲料水・工業用水や公園内の親水空間として利用されています。

私たちの生活を支える上水道は、「北空知広域水道企業団^{*}」が、雨竜川の支流である「幌新太刀別川」に建設した「沼田ダム」を水源とし、安全で美味しい飲料水が供給されています。(水道普及率：93% H19 榎木)

石狩川、雨竜川では、定期的に水質調査が行われています。その結果によると、生活環境の保全に関する監視項目は、今のところほぼ基準を満たしている状況にありますが、今後も市民と一体になって水質保全に努め、清流を守り育てていく必要があります。

そのためには、両河川に流れ込む営農排水の適正化とともに、家庭や事業所の排水を、下水道や合併処理浄化槽^{*}等により適正に処理しなければなりません。

しかし一部の下水道の未接続世帯や浄化槽の未設置世帯からは、生活排水が側溝等を経由して直接河川に流れ込むことから、この対策を進めていく必要があります。(生活排水処理率^{*}：82% H19 榎木)

また、石狩川流域ではこれまでの河道の直線化(ショートカット)や護岸工事により、湿地や流域の樹林が消失し、生物の生息・生育環境としての質・量の低下を招きました。このため流域の土地利用や、治水機能の確保という条件の中ではありますが、自然環境を取り戻す努力がなされつつあります。今後とも段階的に時間をかけ、失われた自然環境をできるだけ取り戻すことが重要です。

【参考資料：北海道開発局「石狩川下流自然再生計画書(H19.3)」、「石狩水系石狩川(下流)河川整備計画(H19.9)」、「石狩川水系雨竜川河川整備計画(H19.5)」】

(2) 目標

①河川の水質保全

本市の産業や市民生活と密接に結びついている母なる「石狩川」の水質を、適正な排水の励行で保全することを目標とします。

そのためには、石狩川に流入する雨竜川をはじめ支流の水質保全が市民全体の責務と考えるとともに、引き続き石狩川流域市町村と連携・協力をしていく必要があります。

【目標数値の設定】

区分	平成19年度 (現況)	平成25年度 (5年後目標)	平成30年度 (10年後目標)
石狩川、雨竜川の水質	環境基準を達成	環境基準を達成	環境基準を達成
生活排水処理率*	82%	87%	91%

※環境基準＝「生活環境の保全に関する環境基準*」

②水辺環境の保全

水資源の涵養や動植物の生息の場となっている森林、それらに連なる河畔林や湿地帯、河川敷地、堤防等の水辺環境を、治水面との整合を図りつつ、河川管理者と協働で保全することを目標とします。

また、これまでの河川改修で失われた自然環境の再生を提言し、その実現に向けて、河川管理者と協働で努力することも目標とします。

(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
①河川の水質保全	◎適正排水の励行	<ul style="list-style-type: none"> ○洗剤の適量使用や台所から油を流さない等の適正排水の励行 ○下水道等の生活排水処理施設*への接続促進 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道（農業集落排水）に接続 ・個別排水処理施設の設置 ○単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換
	◎石狩川流域市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○市民間での交流を促進し、相互理解の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・市民交流イベントの創出、参加
②水辺の環境保全	◎水源となる山間部の森林整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な体験活動に参加し、森林と河川の関連に関心を持つ ○植林や育林等の活動への参加
	◎生態系に配慮した水辺環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○生態系に配慮した水辺空間創出の重要性認識 ○水辺空間及び動植物の生息空間を創出・再生する実践活動への参加
		<ul style="list-style-type: none"> ○河川愛護、緑化推進等への参加 ○水辺の美化活動（清掃等）への参加・協力
		○外来生物*の河川への放流等の禁止

事業者	市
<p>○洗剤の適量使用や台所から油を流さない等の適正排水の励行 〔事務所、飲食店等〕</p> <p>○工場・事業場からの排水の水質管理の励行〔事業者〕</p> <p>○化学肥料、農薬の使用を低減したクリーン農業*推進による河川への負荷抑制〔農業者〕</p> <p>○畜産業においては、家畜ふん尿等の適正処理〔農業者〕</p>	<p>○生活排水処理施設*の適正利用についての啓発、指導</p> <p>○生活排水処理施設*の適正管理</p> <p>○下水道等の生活排水処理施設*への接続促進の啓発</p> <p>○単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽*への転換の啓発</p>
<p>○事業活動が流域市町村へ及ぼす影響の認識及び情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流に対して、農業用水としての重要性の訴え ・下流に対して、農業を含めた事業活動に伴う影響の認識 	<p>○市民交流イベントの周知</p> <p>○「石狩川サミット*」を通じた情報交換</p> <p>○「北海道一級河川環境保全連絡協議会石狩川下流部会*」及び「北空知川づくり懇談会*」を通じた情報交換</p>
<p>○環境に配慮した、森林整備の実施〔林業関係者〕</p>	<p>○水資源の涵養等森林の役割を啓発し、その保全を図る</p> <p>○植林や育林等の活動の支援</p>
<p>○水辺空間及び動植物の生息空間を作る実践活動への参加・協力</p>	<p>○中小河川の河川改修は、多自然型工法を導入</p> <p>○魚道整備の推進</p>
<p>○河川愛護、緑化推進等への支援・協力</p> <p>○水辺の美化活動（清掃等）の参加・協力</p>	<p>○河川愛護、緑化推進等の事業実施</p> <p>○水辺の美化活動（清掃等）への参加・協力</p>
<p>○購入者に対する外来生物*の生態系への影響の説明・啓発〔小売業者〕</p>	<p>○外来生物*が生態系に与える影響の啓発</p>

3. 『ごみ』

(1) 現状と課題

本市は、平成14年10月から、6分別14種類*のごみ分別を行っています。

また、平成15年7月には、ごみの排出量に応じた公平な負担を求めるため、指定ごみ袋制による有料化を導入しました。

分別収集処理は、「中・北空知ごみ処理広域化基本計画」に基づき実施されています。北空知管内においては、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の1市5町で組織する「北空知衛生センター組合*」で「可燃ごみ」と「生ごみ」を共同処理しています。

「可燃ごみ」は、市外に搬出し、焼却処理時の発生熱を利用して発電を行い施設内で利用されています。また、「生ごみ」は、市内の「生ごみバイオガス化施設」で処理し、発生する「メタンガス」を燃料に発電を行い、施設内の電気や熱源として有効利用されています。

「不燃ごみ」、「粗大ごみ」は、金属類が回収され、破碎した後に埋め立て処理されています。また、「資源ごみ」については、種類毎に回収業者に引き渡し、再資源化されています。

本市のごみの総排出量は、平成19年度において、8,683 t。分別前の平成14年度と比較すると、約20%の減量が図られています。また市民1人当たりのごみ排出量は、平成14年度は1,125 g/日でしたが、平成19年度には958 g/日に減少しています。さらに資源化の指標となるリサイクル率*は、平成14年度の14%に対し、平成19年度は19%と向上しています。

	平成14年度	平成19年度	比較	
総排出量	11,004 t	8,683 t	Δ2,321t	Δ 21%
1人当たりの総排出量	1,125 g/日	958 g/日	Δ167 g/日	Δ 15%
資源化量 (集団回収量含)	1,576 t	1,723 t	+147 t	+9%
リサイクル率*	14 %	19 %	+5 %	

ごみの排出抑制を基本としつつ、限りある資源を有効に活用することは、地球環境の保全にもつながります。このため、「市民・事業者・市」の協働により、3R*（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を、より一層推進し、資源循環型社会の実現を目指す必要があります。

現行の分別収集開始以降、本市のごみ排出量は減少していますが、一方では山林・原野等への不法投棄や野外焼却*（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）等の苦情も寄せられています。自然環境や生活環境の保全のためには、これらの不適正なごみ処理を防止することが必要です。

(2) 目標

①資源循環型社会の推進

ごみの発生抑制と資源の循環的利用により、環境への負荷をできる限り低減するとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

そのためには、市民、事業者、市が一体となって3R^{*}（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進する必要があります。

【目標数値の設定】

区分	平成19年度 (現況)	平成25年度 (5年後目標)	平成30年度 (10年後目標)
市民1人当たりのごみ量	958 [㌒] /日	915 [㌒] /日	900 [㌒] /日
リサイクル率 [*] の向上	19%	21%	24%

②ごみの適正処理

各種リサイクル法^{*}を遵守するとともに、ごみの不法投棄や野外焼却^{*}等不適切な処理を防止し、良好な自然環境や生活環境の保全に努めることを目標とします。

そのためには、市民・事業者の遵法精神の徹底とともに、不法行為に対する啓発活動やパトロール活動を強化する必要があります。

(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
①資源循環型社会の推進	◎ごみの発生抑制 = 【リデュース】	○ごみ発生抑制に配慮した消費行動の推進 ・容器包装（レジ袋、紙包装等）の削減への協力 ・生ごみ削減～適量購入、食べ残しを少なく ・使い捨て商品の使用自粛 ・レンタル製品の活用 ○物を大切に使う生活習慣の確立 ・修理や長期間利用
	◎ごみの再使用 = 【リユース】	○再使用の推進 ・フリーマーケットへの参加 ・リサイクルショップの活用 ・リターナブルびん [*] 等の積極的購入
	◎ごみの再生利用 = 【リサイクル】	○再生利用の推進 ・資源物の分別排出 ・資源物集団回収 [*] の実施 ・各家庭での厨芥類の堆肥化 ・店頭でのメーカー自主回収品（インクカートリッジ等）の回収協力 ○再生品の利用 ・リサイクル品の積極的利用

事業者	市
<p>○ごみ発生抑制に配慮した販売方法の推進〔小売店〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装（レジ袋、紙包装等）の減量化 ・バラ売り、量り売り等の販売推進 ・詰替商品等の省資源型商品の充実 <p>○ごみ発生抑制に配慮した事業活動の推進〔小売以外の事業者〕</p>	<p>○市民へのごみ減量化の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等を利用したごみ処理量等の情報の提供 <p>○事業者へのごみ減量化の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者への減量指導
<p>○再使用に配慮した事業活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびん[*]の店頭回収 ・再使用可能な商品の販売 	<p>○再使用事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットの開催 ・リサイクル市の開催 ・再使用可能品の周知
<p>○流通包装廃棄物（ダンボール等）の回収、再生利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所による効率的な資源回収 ・メーカー自主回収品の店頭回収 	<p>○再生利用事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の分別排出指導 ・資源物集団回収[*]奨励金の交付 ・古着回収の実施 ・生ごみ堆肥化容器の購入助成 ・「北海道認定リサイクル製品[*]」のPR <p>○公共事業における再生品使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入[*] <p>○資源ごみ収集の分別品目の追加検討</p>

基本施策	具体的取組	市民
②ごみの適正処理	◎各種リサイクル法*の遵守	○適正処理の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法*に基づいた処理 ・処理困難物*等の適正な処理 ・ごみ処理施設について理解を深める ○ごみボックス*の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでルール違反のごみのない取り組み
	◎不法投棄の防止	○遵法意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの持ち帰り ○所有地の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の清掃や草刈、整理整頓及び柵の設置等を行い、不法投棄を防止。 ○不法投棄の通報への協力
	◎野外焼却*（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止	○野外焼却*の違法性の認識 ○焼却炉の撤去 ○野外焼却*の通報への協力

事業者	市
<p>○適正処理の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法*に基づいた処理 ・処理困難物*等の適正な処理（買換時等） ・処理困難物*の受入 	<p>○適正処理の周知、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法*対象品の処理方法の周知 ・処理困難物*等の処理方法の周知、指導 <p>○ごみ処理施設見学等の学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出前講座*」の実施
<p>○遵法意識の向上</p> <p>○所有地の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の清掃や草刈、整理整頓及び柵の設置等。 <p>○不法投棄の通報への協力</p>	<p>○不法投棄防止のための周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有地の適正管理のための周知、啓発 ・広報等による継続的な啓発 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄監視パトロールの実施 <p>○不法投棄通報の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察及び北海道との連携
<p>○野外焼却*の違法性の認識</p> <p>○焼却炉の撤去</p> <p>○野外焼却*の通報への協力</p>	<p>○野外焼却*防止のための周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等による継続的な啓発 ・違反者への直接指導による啓発 <p>○焼却炉の撤去指導</p> <p>○野外焼却*の通報対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察及び北海道、消防署との連携

4. 『地球温暖化』

(1) 現状と課題

「地球温暖化」は、近年、その影響を裏付ける局地的な豪雨や洪水、猛暑や暖冬、強力な台風の発生等様々な現象が確認され、人類の生存基盤に関わる重大な問題として、早急な対策が必要とされています。

地球温暖化の問題は、様々な機会を通じて市民に周知され、市民の関心も高まってきています。しかし、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の便利な生活から、環境に配慮した持続可能な循環型の生活へ直ちに切り替えることは難しく、また、温暖化対策の取り組み自体もその効果が実感しにくいいため、事態の重大さに気がつきにくい厄介な問題でもあります。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、その影響が最も懸念されている「二酸化炭素（CO₂）」は、家庭、工場等のエネルギー消費（＝化石燃料の燃焼）をはじめとした様々な人類の活動から発生しています。もちろん私達の普段の生活からも二酸化炭素が発生しています。

特に、北海道は、広大な面積に主要都市が分散し、また積雪寒冷地であることから、移動や暖房の手段として化石燃料に強く依存する傾向があります。この傾向は、北海道の二酸化炭素排出量の増加率が全国より高いこと。また、1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均を大幅に上回っていることに表れています。本市においても同様の傾向を示すものと考えられます。

二酸化炭素排出量

	平成2年度	平成15年度	増加率	1人当たりの排出量 (平成15年度)
北海道	1,751万 t-C	2,047万 t-C	16.9%	3.62t-C/人
全国	30,608万 t-C	34,336万 t-C	12.2%	2.73t-C/人

(出典：北海道環境基本計画（第2次計画）より)

地球温暖化の進行をくい止めることは、緊急の課題であり、その解決には国や国際的な取り組みに加え、地域においても「市民・事業者・市」それぞれが、地球温暖化問題に対する理解と取り組みの必要性を強く認識し、省エネルギー・省資源の取り組みを推進することで、二酸化炭素の排出量を抑制し、地球温暖化の防止に貢献していくことが重要です。

なお、深川市役所では、「温室効果ガスCO₂（コツコツ）削減プラン」を策定し、市の事務、事業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）を平成24年度までに、平成18年度の排出量から「6%」削減することを目標に取り組んでいます。

(2) 目標

①地球温暖化防止対策の推進

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型や、化石燃料依存型の社会生活を反省し、低炭素型の持続可能な社会の創出を目指します。

そのためには、地球温暖化に対する関心と理解を深め、「市民・事業者・市」の協働によって、省エネルギー・省資源の取り組みを推進し、二酸化炭素の排出を抑制していく必要があります。

【目標数値の設定】

区分	平成19年度 (現況)	平成25年度 (5年後目標)	平成30年度 (10年後目標)
環境家計簿 [※] モニター登録世帯数	0世帯	30世帯	50世帯

(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
①地球温暖化防止対策の推進	◎省エネルギーを意識した行動	<p>○地球温暖化の当事者としての認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿*の取り組み <p>○CO₂削減のための消費行動の推進～省エネ、省資源</p> <p>(電気)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電の励行（待機電力、適正温度、無駄な明かり等） <p>(ガソリン、軽油)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の利用抑制（徒歩、自転車、公共交通機関の利用） ・エコドライブ*の実践（アイドリングストップ等） <p>(灯油、LPG)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な室温設定、給湯温度の設定 <p>(省資源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減、詰替商品の選択 ・節水
	◎省エネルギー機器の導入	<p>○省エネ家電製品の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換時に積極的な省エネ製品の購入（「省エネラベリング制度*」） ・電球型蛍光灯への切り替え <p>○ハイブリッド自動車*の導入推進</p> <p>○省エネルギー住宅の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、改築時に、高気密、高断熱等の省エネ化の推進。

事業者	市
<p>○地球温暖化の当事者としての認識</p> <p>○CO₂削減のための事業活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスでの省エネ・省資源の行動の推進 ・事業所毎の自主的な「地球温暖化対策実行計画[*]」の策定 <p>(業種別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔農業〕クリーン農業[*]の推進 ・〔製造業〕環境負荷の少ない製品の生産や技術開発の推進 ・〔運輸、流通業〕運輸、流通でのエコドライブ[*]の実践 ・〔小売店〕容器包装の減量やリサイクルの実践 ・〔建設業〕環境に配慮した建築や建設廃棄物の適正処理、有効活用の実践 	<p>○市民、事業者に対する、周知、啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止の取り組みについて情報提供 (例:「市民が守る温暖化防止ルール」の編集) ・環境家計簿[*]の取り組み推進(モニター募集) ・グリーンコンシューマー[*]行動の促進 <p>○率先して、「地球温暖化対策実行計画[*]」を策定し、CO₂削減を図る。</p>
<p>○事務用、業務用省エネ機器の導入</p> <p>○ハイブリッド自動車[*]の導入推進</p> <p>○省エネ機器の販売推進〔小売店〕</p>	<p>○省エネ家電及び機器の導入促進</p> <p>○「省エネラベリング制度[*]」の情報提供</p>

5. 『共有空間』

(1) 現状と課題

ここでは「公共の場」（公園、道路、河川等）を、「共有空間」という視点で捉え、「所有者」と「利用者」が異なる場所と位置づけます。例えば、公共の場である公園や、道路、河川等の、所有者は、行政機関（国、道、市）ですが、利用者は、市民となり、所有者と利用者が異なります。また、共有空間は多くの人々に恩恵を与えていますが、管理が適切であれば、その機能は衰退します。

従来、公共の場の維持管理は、所有者である行政機関が担っていました。

近年になって、幅広く市民参加を進める手法として、「市民と行政の協働管理（アダプトプログラム^{*}）」という新しい考え方が広まりました。市民自らが、地域の共有空間の清掃等の維持管理を担うことにより、市民と行政との協働のまちづくりや、環境美化の意識高揚、そして、地域への誇りと愛着を生み出すことにつながります。

身近な共有空間である道路や公園等で、快適な地域環境を創出するためには、地域住民参加型の維持管理が必要不可欠です。現在でも、町内会による環境美化運動や各団体によるボランティア清掃等が行われていますが、その取り組みをさらに拡大していく必要があります。

また、共有空間の利用者の一部には、ルールやマナーを守らず、道路や公園内でのごみのポイ捨てやペットのふん害等に対する市民からの苦情が増加しているのも現状です。

共有空間という視点で地域の環境を保全していくためには、その地域に住む市民一人ひとりがルールを遵守するとともに、地域の環境は自分達で守り育てるという自覚が必要です。その上で、町内会活動や、各団体のボランティア活動に積極的に参加していくことが重要です。

(2) 目標

①快適な共有空間の保全

地域の環境を保全していくために共有空間に対する市民の理解と協働意識の向上を図ります。また、共有空間の適切な維持管理を図るため、市民による地域組織での取り組みを推進し、環境保全型のまちづくりを目指します。

そのためには、「市民・事業者・市」の連携を深め、地域活動の強化に努める必要があります。



(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
①快適な共有空間の保全	◎市民協働による共有空間の維持管理	<p>○共有空間に対する意識向上</p> <p>○共有空間利用のマナー向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、ふん害防止活動の協力 <hr/> <p>○環境美化活動への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境美化パートナー制度[*]」の活用 ・共有空間の周辺環境としての個人敷地内の清掃、美化 <p>○維持管理体制の組織化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模にふさわしい集団の組織化 ・地域コミュニティの結束の強化

事業者	市
<p>○共有空間に対する意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者も地域の一員という認識の醸成 ・ポイ捨て、ふん害防止活動の協力 	<p>○共有空間に対する意識向上の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、ふん害防止活動の推進 ・共有空間利用マナー向上の推進
<p>○環境美化活動への積極的参加、協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員として＝人的支援 ・車両の提供等＝物的支援 ・共有空間の周辺環境としての事業所敷地内の清掃、美化 <p>○地域の事業者として組織化に参加</p>	<p>○環境美化活動への市民、事業者の参加促進及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境美化パートナー制度[*]」の推進 ・「協働のまちづくり活動[*]」の支援 ・「深川市環境衛生協会[*]」活動の推進 <p>○優良な地域活動の紹介による情報発信（他町内会の活動の紹介）</p>

6. 『環境教育』

(1) 現状と課題

これまで触れてきた「農業」、「水・水環境」、「ごみ」、「地球温暖化」、「共有空間」をはじめ、環境問題の多くは、私達の日常生活や事業活動に伴う環境への負荷がその発生原因となっています。その解決には、市民一人ひとりが地域や地球規模の環境について、関心を持ち理解を深めるとともに、環境保全の行動を実践できる人材を育成する「環境教育」の推進が大変重要となります。

環境教育は、子供から大人まで全ての年齢層を対象として、家庭、学校、職場、地域等において、様々な機会を捉えて総合的に取り組んでいくことが重要です。



現在、本市においては、「学校教育」の分野では、小中学校の総合的な学習の時間等で、農業体験、施設見学（水道、ごみ）、ボランティア清掃活動、サケの稚魚放流等、各校で特色ある授業が行われています。

また、「社会教育」の分野では、生涯学習として、各種講座や研修会、「出前講座*」や市民団体による施設見学が行われ、「家庭・地域教育」の分野では、町内会活動を通じ、親子共同活動等が取り組まれています。

このような多様な場で、環境教育が行われていますが、現在の環境問題の深刻さを考えると、環境教育の取り組みは、今後ますます重要になります。

このため、環境教育を行う指導者及び活動の中心となる環境リーダーの育成や、「こどもエコクラブ*」活動等の子どもを主体とした環境活動の取り組みの促進、さらには市民の環境保全に対する意識を高め、具体的な実践活動へと結びつけるための環境に関する身近な情報提供や情報の共有化が必要です。

(2) 目標

①環境教育の定着と実践

環境教育を通じて、多くの市民が環境について関心と理解を深め、環境保全の行動を起こすことを目標とします。

そのためには、気軽に環境について学べる機会の創出や、環境に関する情報の収集・活用、情報の共有化、さらには環境教育を指導する指導者の育成、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成が必要です。

【目標数値の設定】

区分	平成19年度 (現況)	平成25年度 (5年後目標)	平成30年度 (10年後目標)
「こどもエコクラブ」 登録団体数	0 団体	2 団体	5 団体

(3) 基本施策及び主体別行動内容

基本施策	具体的取組	市民
①環境教育の定着と実践	◎環境意識の向上	○環境学習会、講演会等の開催と参加 ○環境家計簿*の取り組み
	◎環境情報の共有	○環境情報の提供協力 ○環境情報の有効活用
	◎指導者及びリーダーの育成	○指導者、リーダー研修会等への参加 ○市民活動団体における人材の育成
	◎環境教育の実践	○「家庭・地域教育」における実践 ・環境教育を取り入れた地域活動の実践（清掃活動等） ・親子共同体験活動を取り入れた地域活動の実践 ・家庭の中での環境教育の推進及び地域活動への積極参加

事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習会、講演会等の開催と参加 ○従業員に対する環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習会、講演会等の開催と支援
<ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の提供協力 ○環境情報の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の収集、整理、発信、共有の推進（双方向の情報発信）
<ul style="list-style-type: none"> ○指導者、リーダー研修会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成及び人材の情報収集と提供
<ul style="list-style-type: none"> ○環境教育の場の提供及び指導 <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験の受入〔農業者〕 ・施設見学の受入（環境保全対策の取り組み等） ・施設、情報、技術、人材等の提供 ○環境教育への参加、支援 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が参加しやすい社内環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校教育」における環境教育の推進 ○「社会教育」における環境教育の推進 ○「家庭・地域教育」における環境教育の推進 ○「こどもエコクラブ[※]」参加の推進及び活動の支援

第4章 計画の推進

本計画は、「市民・事業者・市」がそれぞれの役割を担いながら推進する計画です。以下の体制を構築し、進行状況の結果については、広報等を通じ、市民に公表します。

(1) 市民、事業者の参加

環境基本計画の施策等を推進するに当たって、市民や事業者の理解や意見の反映に努めます。また、「市民・事業者・市」が協働して、環境の保全及び創造に関する取り組みを推進していきます。

(2) 深川市環境審議会

環境基本条例に基づき設置される市長の諮問機関として、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査審議します。

環境基本計画に関しては、その進捗状況の点検、評価するとともに、意見や提言を行います。また、市長の諮問に応じ、計画の見直しについて審議及び答申を行います。

(3) 行政内における推進組織

本計画における市の各基本施策を、総合的、計画的に推進するため庁内の横断的組織として、これまでの「環境基本計画庁内検討委員会」を「環境基本計画庁内推進委員会」と名称を改め、継続して設置します。

本委員会は、本計画の基本施策推進に際し、総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標数値の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(参 考 資 料)

- 深川市環境基本条例
- 深川市環境基本計画市民策定委員会設置要綱
- 深川市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱
- 深川市環境審議会への諮問
- 深川市環境審議会からの答申
- 市民策定委員会 委員名簿
- 深川市環境審議会 委員名簿
- 環境基本計画策定の経過
 - ①市民策定委員会
 - ②子ども策定委員会
 - ③庁内検討委員会
 - ④深川市環境審議会
 - ⑤アンケート
 - ⑥環境フォーラム
- 用語解説

深川市環境基本条例

平成 17 年 6 月 30 日
条例第 19 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 30 条)
- 第 3 章 地球環境保全の推進のための施策(第 31 条—第 32 条)
- 第 4 章 深川市環境審議会(第 33 条—第 37 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に相互に協力し、連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の軽減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第 6 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好で快適な環境を確保すること。
- (4) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取り組みへの貢献に努めること。

(環境基本計画の策定)

- 第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、深川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

- 第 9 条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

(環境影響評価の措置)

- 第 10 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第 11 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的支援及び措置)

- 第 12 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境保全及び創造に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは、適正な支援を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求め措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

- 第 13 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

- 第 14 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要なときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境の保全と調和した農業等の促進)

- 第 16 条 市は、環境への負荷の低減と安全な食糧の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用に努め、環境の保全と調和した農業等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(河川等の水質の保全等)

- 第 17 条 市は、良好な水環境を保全するため、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

- 第 18 条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の生育環境の保全等)

第 19 条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないように適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な都市景観の形成等)

第 20 条 市は、快適で文化的な環境を維持し、及び創造するため、自然と調和した良好な都市景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第 21 条 市は、美観の維持及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 22 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習等の推進)

第 23 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習を推進するものとする。

2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 24 条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体(以下「民間団体」という。)の環境に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 25 条 市は、市民、事業者及び民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供並びに調査研究の実施)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 27 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備を図るものとする。

(国、北海道等との協力)

第 28 条 市は、市の区域外に及び環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国、北海道及びその他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 29 条 市は、市の機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 30 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進のための施策

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 31 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 32 条 市は、地球環境保全に資するため、国、北海道及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 深川市環境審議会

(深川市環境審議会)

第 33 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、深川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 34 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者
 - (3) 一般公募による者
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会の臨時委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第 35 条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第 36 条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 37 条 前 4 条に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項については、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 2 深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 15 年深川市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

深川市環境基本計画市民策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 1 日
訓令第 43 号

(設置)

第 1 条 深川市環境基本計画(以下「基本計画」という。)に関し、環境に関する市民意見を集約し、もって将来にわたる地域環境の保全に向けた基本的な施策を市民と共に考えるため、深川市環境基本計画市民策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(実施事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画案の策定に関すること。
- (2) 基本計画等に関わる情報や意見の収集に関すること。
- (3) その他基本計画案の策定に関して必要な事項

(組織及び構成)

第 3 条 策定委員会は、市長が市民の中から委嘱する委員及び環境問題に関心のある市民を公募し、計 20 人以内の委員で構成する。

- 2 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 会長は、策定委員会を統括し、策定委員会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務の終了の日までとする。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、建設水道部環境課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会で協議して定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

深川市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

平成18年7月1日
訓令第42号

(設置)

第1条 深川市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に関し、総合的な検討及び調整を図るため、深川市環境基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画案の策定に関すること。
- (2) 他の関連計画等との総合調整に関すること。
- (3) その他基本計画案の策定に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 建設水道部長
- (2) 環境課長
- (3) 企画課長
- (4) 総務課長
- (5) 財政課長
- (6) 健康福祉課長
- (7) 農政課長
- (8) 商工労働観光課長
- (9) 生涯学習課長
- (10) 学務課長
- (11) 都市建設課長
- (12) 上下水道課長

2 委員会の委員長は、建設水道部長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務の終了の日までとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員が都合により会議に出席できないときは、その代替りの者の出席を認める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道部環境課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

深川市環境審議会への諮問

深 建 環 環 第 4 4 号
平成 2 0 年 9 月 2 5 日

深川市環境審議会

会長 西 村 幸 夫 様

深川市長 山 下 貴 史
(建設水道部 環境課環境衛生係 担当)

「深川市環境基本計画」(案) について (諮問)

このことについて、「深川市環境基本条例」第8条第3項に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 別冊 「深川市環境基本計画」(案)

深川市環境審議会からの答申

平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日

深川市長 山 下 貴 史 様

深川市環境審議会
会長 西 村 幸 夫

「深川市環境基本計画」(案) について (答申)

平成 2 0 年 9 月 2 5 日付け深建環環第 4 4 号をもって当審議会に対して諮問のありました「深川市環境基本計画」(案) について、慎重に審議を行った結果、諮問のとおり答申します。なお、計画の推進にあたり、下記の意見を付しますので配慮願います。

記

1. ごみのポイ捨てやペットのふん害が後を絶たない現状が見受けられることから、関係法令を周知することなどにより、市民意識の向上に努めること。
2. 外来生物による環境への影響が懸念されることから、外来生物に関する情報の収集及び提供に努めること。
3. 緑豊かな都市環境を確保するため、緑化の推進に努めること。
4. 計画の推進にあたっては、計画の実効性が確保できるよう努めること。

市民策定委員会 委員名簿

(委員)

氏名	所属	備考（任期）
下野 勝昭	拓殖大学北海道短期大学	(委員長)
藤野 明良	きたそらち農業協同組合	(副委員長)
渡辺 幸雄	環境衛生協会	
佐伯 進	地域づくりネット深川輝人工房	
金 信子	都市計画審議会	
大山 文夫	深川市を緑にする会	
坂本 一枝	ボランティア連絡協議会	
林 繁美	深川市PTA連合会	①H18.11~H19.3
一宮 克彦	深川市PTA連合会	②H19.4~H20.3
松井 守	深川市PTA連合会	③H20.4~
原田 純	深川市農村青年部協議会	
田中 雅文	財団法人 北海道農業近代化技術研究センター	①H18.11~H20.3
半澤 幸博	財団法人 北海道農業近代化技術研究センター	②H20.4~
山脇 康弘	深川青年会議所	
矢野 正樹	深川市商店街振興組合連合会	
富岡 正幸	深川建設業協会	
小田 弘一	(一般公募)	
松原 叡一	(一般公募)	
浜淵 久子	(一般公募)	

(アドバイザー)

氏名	所属	備考
梅田 滋	有限会社 コミュニティ研究所 代表取締役	

深川市環境審議会 委員名簿

氏名	所属	備考（任期）
西村 幸夫	深川市環境衛生協会	H17.10.1～
柴田 康行	深川市町内会連合会連絡協議会	H17.10.1～
今城 政江	深川市保健推進員会	①H17.10.1～H20.5.11
大西 洋子	深川市保健推進員会	②H20.5.12～
藤川 ツヤ子	深川市消費生活市民会議	H17.10.1～
田口 治	深川地区連合会	H17.10.1～
森井 和雄	深川商工会議所	①H17.10.1～H19.9.30
中嶋 要	深川商工会議所	②H19.10.1～
西科 幸一	深川市農民協議会	H17.10.1～
下野 勝昭	拓殖大学北海道短期大学	H17.10.1～
星野 サチ子	J Aきたそらち女性部長	H17.10.1～
千田 美紀子	深川市校長会(一已小学校校長)	①H17.10.1～H19.3.31
横溝 裕美子	深川市校長会(多度志中学校校長)	②H19. 6.19～H20.3.31
西崎 昭広	深川市校長会(多度志小学校校長)	③H20.10.1～
藤野 明良	J Aきたそらち	H19.10.1～
小川 広見	深川建設業協会	H19.10.1～
小林 重治	公募委員	①H17.10.1～H19.9.30
白峰 隆弘	公募委員	①H17.10.1～H19.9.30
小坂 敬次	公募委員	①H17.10.1～H19.9.30
木村 芳美	公募委員	①H17.10.1～H19.9.30
滝口 清作	公募委員	②H17.10.1～
田中 千加男	公募委員	②H19.10.1～

環境基本計画策定の経過

①市民策定委員会

回	期日	内容・結果
第1回	H18.11.27	○委嘱状交付、委員長・副委員長選出、計画策定の概要説明 ○協議「委員会運営方針（委員会主体）」
第2回	H19. 2. 1	○子ども策定委員が市民策定委員に「環境の未来像」について発表 ※第4回子ども策定委員会
第3回	H19. 2.16	○協議「事業所アンケート調査の実施」 ○研修 「環境基本条例の概要説明」、講演「環境基本計画の策定事例から学ぶ」（(有)コミュニティ研究所 梅田氏)
第4回	H19. 6.14	○協議「深川市の環境の現況把握」 ・網羅型ではなく、絞り込み型の計画づくり
第5回	H19. 7.24	○報告「農業者アンケート調査の実施」 ○協議「深川市の環境の現況把握」 ・環境課題を抽出し、「評価」と「重要度」のグラフに分類
第6回	H19. 8.23	○報告「農業者アンケート調査 集計結果」 ○協議「深川市の環境の現況把握まとめ」～6つの「環境キーワード」 ○協議「今後の策定スケジュール」、「環境課題地の現地視察」
現地視察	H19. 9.15	○視察先：「ごみ処理施設」→「鷹泊自然公園」→「不法投棄現場」→「北空知頭首工」
第7回	H19. 9.27	○報告「現地視察 実施結果」 ○協議「深川市の環境の未来像」 ・『自然が豊かで 空気や風景がきれいな コメのまち』
第8回	H19.10.26	○協議「環境施策の検討に係る環境課題の再検討」～農業、水・水環境
第9回	H19.11.27	○協議「深川市の環境課題の再抽出」～ごみ問題、地球温暖化
第10回	H19.12.14	○協議「環境フォーラムの主催」 ○協議「深川市の環境課題の再抽出」～共有空間、環境教育
第11回	H20. 1.18	○協議「環境施策の具体的な検討」 ・「課題」を再度見直し。キーワード変更「ごみ問題」→「ごみ」
第12回	H20. 2.28	○報告「環境フォーラム実施報告」 ○協議「環境課題のまとめ」
第13回	H20. 4.22	○協議「環境施策の検討等」～農業、水・水環境
第14回	H20. 5.13	○協議「環境施策の検討等」～ごみ、地球温暖化
第15回	H20. 5.27	○協議「環境施策の検討等」～共有空間、環境教育 ○協議「環境キーワード毎の具体的事業」
第16回	H20. 6.12	○協議「環境キーワード毎の具体的事業」～農業
第17回	H20. 6.26	○協議「環境キーワード毎の具体的事業」～水・水環境
第18回	H20. 7.10	○協議「環境キーワード毎の具体的事業」～ごみ
第19回	H20. 7.31	○協議「環境キーワード毎の具体的事業」～地球温暖化、共有空間、環境教育 ※第3章完結
第20回	H20. 8.12	○協議「計画案の協議」～第1章、第2章、第4章
第21回	H20. 9. 2	○協議「計画案の最終協議」
市長報告	H20. 9. 8	○市長へ「深川市環境基本計画（案）の検討結果報告書」を提出

②子ども策定委員会

回数	期日	内容・結果
第1回	H18.11.1 (会場：一己中)	○委嘱状交付 ○グループ協議「深川市の環境の現況把握及び課題整理」
第2回	H18.12.7 (会場：深川中)	○グループ協議「環境の未来像」、「環境施策案」
第3回	H19.1.17 (会場：音江中)	○グループ協議 ～ 発表者・発表順・内容整理、引率教職員のコメント ○発表リハーサル
第4回	H19.2.1 (会場：市役所)	○「市民策定委員」に発表 ○市民策定委員の講評、子ども策定委員の感想

③庁内検討委員会

回数	期日	内容・結果
第1回	H18.7.11	○計画策定概要の説明
第2回	H19.4.26	○計画策定概要の説明 ○平成18年度実施内容の報告
第3回	H19.10.23	○これまでの検討経過の報告について ○「環境キーワード」にかかる課題の再抽出について
第4回	H20.2.22	○「環境キーワード」にかかる現状・課題・目標の整理
第5回	H20.8.20	○環境基本計画（案）についての協議
第6回	H20.8.27	○環境基本計画（案）についての協議

④深川市環境審議会

回数	期日	内容・結果
第1回	H18.7.11	○計画策定の概要説明
第2回	H19.6.29	○計画策定状況について
第3回	H19.11.22	○計画の進行状況について
第4回	H20.10.10	○計画案を諮問 及び 審議
第5回	H20.10.23	○計画案の審議
第6回	H20.11.10	○答申

⑤アンケート

対象者	実施時期	内容・結果
中学生	H18.11	○調査対象～市内全中学生(644件)
事業者	H19.3	○調査対象～農業者以外の全事業者から300件を抽出
農業者	H19.6	○調査対象～全農業者(936件)

⑥環境フォーラム

回数	期日	内容・結果
※	H20.2.17	○「深川市環境基本計画」の説明 ○映画「不都合な真実」上映 ○環境パネル展示 (会場：生きがい文化センター パトリアホール)

用語解説

(あ)

□ 「アダプトプログラム」

道路・河川・公園等の一定範囲について、地域住民、愛護団体、NPO、企業等が自発的なボランティア活動を行い、行政と住民がパートナーとなり、住民自ら責任を持って適正な維持管理を行い、美しい生活環境を創り出していこうとする新しい取り組み。1985年に、米国テキサス州におけるハイウェイの美化清掃事業において、Adopt A highway Program(アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム)の名称で初めて導入され、その後、幅広い市民参加を得る手法として全米に広まった「市民と行政の協働」を進めるための一手法。

□ 「イエスクリーン表示制度」

正式名称は「北のクリーン農産物表示制度」。
北海道の恵まれた自然条件を生かし、有機物の施用等による土づくりや化学肥料・農薬の使用を必要最小限に抑えたクリーン農業を導入する等、一定の基準を満たして栽培された農産物に「YES! Clean」マークを表示し、より安全・安心な農産物であることをわかりやすく消費者へ知らせる北海道独自の表示制度。

□ 「石狩川サミット」

石狩川流域の46の自治体の市町村長が集まり、石狩川やまちづくりについて議論をする場。

□ 「エコドライブ」

経済速度での走行、急激な加速・減速をしない、アイドリングを少なくする、タイヤの適正な空気圧管理など燃料の消費を抑さえる運転手法。

□ 「エコファーマー」

「土壌の性質を改善する技術」、「化学肥料を減らす技術」、「農薬の使用回数を減らす技術」の3つの技術を組み合わせた栽培（生産方式）に取り組む計画を立て、知事の認定を受けた農業者の愛称を「エコファーマー」といいます。環境と調和のとれた農業を広く進めようとするものです。

(か)

□ 「外来生物」

本来、その地域に生息していなかった動植物で、人間の活動により他の地域から持ち込まれ、その地域に定着した動植物。

□ 「各種リサイクル法」

廃棄物・資源毎に分別回収、再資源化、再商品化について定められた法律。廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正処理や資源の有効利用の確保を図ります。

法律名	対象品
容器包装リサイクル法	空ビン、ペットボトル、紙製容器、その他プラ製容器、空カン
家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
建設リサイクル法	建設解体材
食品リサイクル法	食品
自動車リサイクル法	自動車

□ 「合併処理浄化槽」

世帯ごとに設置され、家庭からの排水を下水処理場と同様に、浄化する設備を「浄化槽」といいます。家庭からの「し尿」と「生活排水（台所、風呂）」を合わせて（合併）処理する浄化槽を「合併処理浄化槽」といいます。また、「し尿」のみ（単独）処理する浄化槽は、「単独処理浄化槽」といいます。

□ 「環境家計簿」

家庭で家計簿をつけるように、電気、ガス、灯油、水道、ガソリン（軽油）等の使用量から温室効果ガスである「二酸化炭素」の、家庭での排出量を家計簿形式で調べる取り組み。

□ 「環境美化パートナー制度」

「アダプトプログラム」の趣旨を取り入れた市民と行政がお互いの役割分担を定めて、両者のパートナーシップのもとで継続的に美化活動を進める制度。

- 「北空知衛生センター組合」
北空知の深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の1市5町で構成され、「ごみ」と「し尿」の処理を行う一部事務組合（=自治体の消防、ごみ処理等の行政サービスの一部を共同で行う組織）。
- 「「北空知」川づくり懇談会」
石狩川・雨竜川流域の北空知地区の1市6町（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町）の市民団体代表者、行政担当者が委員となり、石狩川、雨竜川の川づくりやまちづくりについての意見交換を行う場。事務局は、石狩川開発建設部北空知河川事務所。
- 「北空知広域水道企業団」
昭和53年に深川市、沼田町、秩父別町、北竜町の北空知1市3町によって、水事情の悪化と今後の水需要の増大に対処するため、1つの浄水場から水道水を各市町に供給する広域的な地方公営企業として設立されました。その後、昭和56年に妹背牛町が加わり、現在は1市4町によって運営されています。
- 「協働のまちづくり活動」
地域の公共的な課題の解決や活性化に向けて町内会や市民活動団体等が独自に、また他団体と協働で取り組む活動（環境美化活動、地域の活性化等）。現在「協働のまちづくり活動支援事業」により支援を行っています。
- 「クリーン農業」
堆肥等の有機物の施用等による土づくりに努め、化学肥料や農薬の使用を必要最小限にとどめる等、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。
本市では、安全でおいしい農産物を安定的に生産するため、化学肥料や農薬等を北海道で慣行的に使用されている量よりも約30%削減することを目標として、様々な努力や生産技術の確立に取り組んでいます。
- 「グリーン購入」
商品やサービスの必要性、価格、品質以外に環境へ負荷が小さなものを基準として、購入すること。
- 「グリーンコンシューマー」
商品やサービスを購入する際に、価格や品質より環境負荷が少ないものを選択する消費者。
- 「こどもエコクラブ」
幼児から高校生までが参加出来る、地球にやさしい身近な環境活動（自然観察、生物調査、リサイクル活動等）を行うクラブ。環境省が「こどもエコクラブ事業」として推進しています。
- 「ごみボックス」
市民のごみの排出先となる、各町内会や共同住宅（アパート等）管理者が設置したごみ集積場所。

（さ）

- 「資源物集団回収」
古紙類（古新聞、紙パック、ダンボール、雑誌）を資源物として、町内会、婦人会、子供会、スポーツ少年団、老人クラブ、PTA（生徒会、クラブ等を含む。）及びその他の市民団体等の団体が回収すること。
- 「省エネラベリング制度」
家電製品やガス・石油機器等で省エネルギー性能を表示するための制度。国の設定した目標値の達成率で表示されています。
- 「処理困難物」
本市のごみ処理施設において、適正に処理をすることが困難な廃棄物。処理は、各種販売店にご相談ください。
例：タイヤ、バッテリー、自動二輪車、原動機付き自転車、ガスボンベ、消火器、ピアノ
- 「生活環境の保全に関する環境基準」
河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の1つ。
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数についての基準値が定められています。（もう1つの環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」＝重金属や化合物等の人体に有害な物質の基準値）。
- 「生活排水処理施設」
「公共下水道」、「農業集落排水処理施設」、「個別排水処理施設」等、生活排水（し尿、台所・風呂水等）を浄化し、河川に放流する施設。

- 「生活排水処理率」
(生活排水処理施設に接続している世帯の人口) / (全人口) × 100

- 「生産履歴」
生産者、生産地、生産期間、生産方法(栽培方法や農薬や肥料の種類・使用量・使用方法)等、農作物の生産に関する記録。「トレーサビリティ」は、収穫されて流通段階の記録を指す

(た)

- 「(農業の)多面的機能」
農業は、食料等農産物を生産するだけでなく、その生産活動を通じて、国土の保全、水資源の涵養、自然環境や美しい景観の形成、伝統文化や食文化の継承等、国民の暮らしや環境にとって欠かさない役割を果たしています。これらの役割を総称して、「多面的な役割」又は「多面的機能」と呼んでいます。
- 「単独処理浄化槽」
世帯ごとに設置され、家庭からの排水を下水処理場と同様に、浄化する設備を「浄化槽」といいます。家庭の「し尿」のみ(単独)処理する浄化槽を、「単独処理浄化槽」といいます。また、「し尿」と「生活排水(台所、風呂)」を合わせて(合併)処理する浄化槽は「合併処理浄化槽」といいます。
- 「地球温暖化対策実行計画」
「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」第20条の3の規定に基づき、都道府県及び市町村が、自らの事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出削減等の取り組みについて策定する計画。
- 「中山間地域等直接支払制度」
農業生産条件が不利な状況にある中山間地域(平野の外縁部から山間地を指す)等における農業生産の維持を図りながら、中山間地域の農業・農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止等の多面的機能を確保するために、国、市町村が一体となって支援する制度。
- 「出前講座」
市民団体等が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説明又は職務上習得した専門知識を活かした実習等を行うことで、市民の市政に対する理解を深め、学習機会の充実を図る制度。
まちづくりや健康に関すること、市の施設の見学など多くのメニューがあります。
- 「トレーサビリティ」
市場に流通する食料品等において、生産者から消費者に届くまでの流通の履歴が確認できること。
(「生産履歴」は、流通前の生産段階の記録を指す)

(な)

- 「認定農業者」
「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的・安定的な農業経営の目標等を内容として策定された市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向け、農業者自らが作成した「農業経営改善計画」が市町村に認定された農業者。
認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策及び担い手支援のための基盤整備事業等が重点的に実施されます。
- 「農業用廃プラスチック」
ビニールハウス等農業で利用したあとの使用済のものを全般的に「農業用廃プラスチック」といいます。
大きく二種類に分けることができ、ビニールハウスのビニールによく使用される塩化ビニルフィルム(農ビ)と、畑の表面を覆い生育を促進させるポリエチレンフィルム(農ポリ)があります。
これらは、産業廃棄物として適正な処理を行うよう法律で義務付けられており、野焼き等の焼却は有害物質であるダイオキシンが発生するため、法律で禁止されています。
- 「農地・水・環境保全向上対策」
農地や農業用水等の資源は、農業のためだけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしているが、これらの資源は、これまで農業者を中心とした集落等の地域の活動により保全・管理されています。
しかし、農業者の高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水等の資源をこれまでどおりに地域で適切に保全・管理していくことが難しくなってきたことや、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産のあり方そのものを、環境保全を重視したものに転換していくことも求められていることから、農地や農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域の共同活動の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動に対し、国、市町村が一体となって支援する制度。

(は)

□ 「ハイブリッド自動車」

エンジン（ガソリン）とモーター（電気）等の複数の動力を持ち、走行状況に応じて、動力を切り替えて走る環境負荷の少ない自動車。（「ハイブリッド」=混血）

□ 「深川環境 ISO 農業推進委員会」

自然環境と調和した「人と環境にやさしい農業」の実践から「安全、安心を消費者にお届け」を目標に、生産から流通まで環境負荷をできるだけ軽減する農業に挑戦し、有機物の活用効果、化学肥料・農薬の効果的利用、資源の有効活用、省エネルギー化を通して、環境への影響をできる限り少なくし、持続性をもった環境思考型農業を推進するために、JA・生産者団体・市・指導機関を構成員として平成18年11月に設置されました。

□ 「深川市環境衛生協会」

本市に居住する住民を会員とし、本市の環境衛生の向上を図ることを目的としています。環境衛生についての啓発宣伝、環境美化の推進、各地域の生活環境整備事業への支援、公共団体の行う事業に対する協力、循環型社会の構築について必要な啓発宣伝等を実施しています。

□ 「北海道一級河川環境保全連絡協議会石狩川下流部会」

石狩川下流域（神居古潭以南）の水質に関する情報の交換、河川愛護の普及、河川敷の緑化・公園化等の適正利用等について協議する機関。石狩川下流域の自治体及び関係機関で構成されています。

□ 「北海道認定リサイクル製品」

道内で発生した廃棄物等を原材料として、道内で生産されたリサイクル製品で、「北海道リサイクル製品認定制度」の基準により北海道が認定している製品。

(や)

□ 「野外焼却」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第16条の2の規定により、処理基準に従わない廃棄物の焼却（ドラム缶や簡易焼却炉での焼却等）は禁止されています。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(5)

□ 「リサイクル率」

$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$

□ 「リターナブルびん」

一升びん（清酒等）、ビールびん、ウイスキーびん、焼酎びん、牛乳びん、清涼飲料びん等洗浄して繰り返し使われるびん。通称「生きびん」。

(123)

□ 「3R」

ごみを出さない取り組みである、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）と、ごみが出てしまったら、適正に処理する取り組み、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字の”R”をとり、この3つの取り組みを表したものを。

□ 「6分別14種類」

深川市のごみの収集区分

分別	種類
①「燃えるごみ」	紙くず、木くず、プラスチック類、布類、革類など
②「燃えないごみ」	金属類、陶磁器、ガラス類、小型家電など
③「生ごみ」	台所からの調理くず、食べ残しなど
④「容器資源ごみ」	ペットボトル、白色トレイ、空カン、空ビン
⑤「紙等資源ごみ」	ダンボール、新聞、雑誌、紙パック、蛍光灯、乾電池
⑥「粗大ごみ」	形や大きさ、重さにより指定ごみ袋での排出が困難なごみ

深川市環境基本計画

平成20年11月

発行

北海道深川市 建設水道部環境課

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号 (東庁舎)

TEL : (0164)26-2444 FAX : (0164)22-2460

E-Mail : kankyo@city.fukagawa.lg.jp

HPアドレス : <http://www.city.fukagawa.hokkaido.jp>